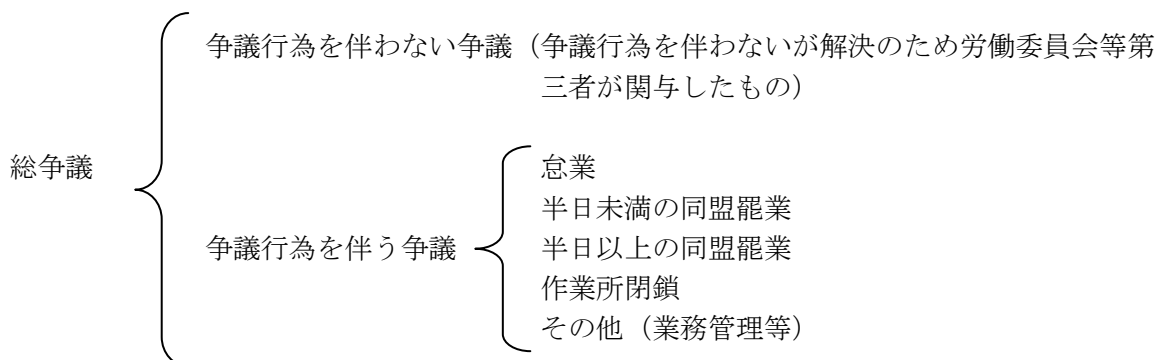


主な用語の定義

「労働争議の種類」

この調査の対象となるすべての労働争議を総争議といい、これを大別して争議行為を伴う争議と争議行為を伴わない争議（争議行為を伴わないが解決のため労働委員会等第三者が関与したもの）とに分けている。



争議行為を伴う争議を行為の形態により、以下の(1)～(5)の行為形態に区分している。

(1) 怠業

労働者の団体が自己の主張を貫徹するために、作業を継続しながらも、作業を量的質的に低下させるものをいう。

(2) 半日未満の同盟罷業

自己の主張を貫徹するために労働者の団体によってなされる一時的作業停止のうち、作業停止時間が1日の所定労働時間の1/2未満であるものをいう。

(3) 半日以上同盟罷業

自己の主張を貫徹するために労働者の団体によってなされる一時的作業停止のうち、作業停止時間が1日の所定労働時間の1/2以上であるものをいう。

(4) 作業所閉鎖

使用者側が争議手段として生産活動の停止を宣言し、作業を停止するものをいう。

(5) その他（業務管理等）

上記以外の形態の争議行為を伴う争議をいう。

なお、業務管理とは、使用者の意志を排除して労働者によって事業所が占拠され、専ら労働者の方針によって生産や業務が遂行されるものをいう。

「総参加人員」

争議行為に参加するかしないかにかかわらず、労働争議継続期間中における組合又は争議団の最大員数をいう。

「行為参加人員」

実際に争議行為を行った実人員をいう。

「労働損失日数」

半日以上同盟罷業又は作業所閉鎖が行われた期間に、実際に半日以上同盟罷業に参加した労働者又は作業所閉鎖の対象となった労働者の延人員数に対応する所定労働日数をいう。

「主要要求事項の具体的内容例」

以下の表を参照のこと。

表1 主要要求事項の具体的内容例

区 分	要 求 事 項	具 体 的 事 項 (参考例)
組合保障及び労働協約	組合保障及び組合活動 労働協約の締結、改訂及び効力	組合の承認、組合活動、組合員の範囲、団体交渉に関する条項 労働協約の遵守、チェックオフ、シヨップ条項等
賃金	賃金制度 賃金額（基本給・諸手当）の改定 賃金額（賞与・一時金）の改定 個別組合員の賃金額 退職金（退職年金を含む） その他の賃金に関する事項	賃金制度の確立、変更等 ベースアップ、初任給の増額、賃金引下げ撤回、諸手当の支給等 賞与、期末手当、一時金等 当該制度の確立、変更、運営等 賃金未払等
賃金以外の労働条件	所定内労働時間の変更 所定外・休日労働 休日・休暇（週休二日制、連続休暇を含む） その他の労働時間に関する事項 育児休業制度・介護休業制度 教育訓練 職場環境・健康管理 福利厚生	時間帯、時間短縮、交替制、変形労働時間制、フレックスタイム制、みなし労働時間制の導入・運用 所定外・休日労働の強要 当該制度の確立、運営等 当該制度の確立、運営等 職場環境の改善・向上等、安全衛生対策の見直し等 住居施設、業務上災害の法定外補償等
経営・雇用・人事	事業の休廃止・合理化 解雇反対・被解雇者の復職 要員計画・採用計画 配置転換・出向 希望退職者の募集・解雇 定年制（勤務延長・再雇用を含む） パートタイム労働者・契約社員・派遣労働者の活用 パートタイム労働者・契約社員の労働条件 人事考課制度（慣行的制度を含む） その他の経営・雇用・人事に関する事項	一時帰休制、減員反対、希望退職者募集、事業所の統廃合等 不当解雇撤回等 増員要求、欠員の代替要員確保等 配置転換撤回 定年制引き上げ、継続雇用制度の基準改定等 正規社員の採用抑制反対等 非正規社員の労働条件全般 能力主義・成果主義導入反対等 経営参加（協議機関設置）等
その他	その他	直接当事者能力のないような要求、政治的な要求（支援スト、政治スト等）、規制緩和反対等

「労働争議の解決方法」

労働争議を解決させた方法を示し、大別して労使直接交渉、第三者関与及びその他の3つに分けている。

